

## I-14

## 台北市迪化街(南エリア)の街並みの現状とその問題点

## -6 項目の街並み規約の見直しと提案-

## The State of Streets House and Its Problem at the Southern Area of Dihua St. In Taipei City

## -Proposal and Examine the Problems Item by 6 Item of Streets House Agreement

○古惠菁<sup>1</sup>, 大川三雄<sup>2</sup>\*Keisei Ko<sup>1</sup>, Mitsuo Ohkawa<sup>2</sup>

**Abstract:** Located in an area known as Dadaocheng, Dihua Street became part of an early commercial center in the 1850s. Goods from China were shipped to the nearby port and traded for tea, sugar, and other local items. Since Dihua Street was close to the port, it became a major point for selling imported goods. When (1895-1945s) began for the rule era in Japan, trade with Japan increased rapidly. After the World War II, and three major local industry of the cloth business, miscellaneous goods business, Chinese medicine business developed in Dihua Street, and the industrial form of wholesale district distinctive current was formed.

## 1. 序論

## 1. 1 始めに

台湾の民間建築に対して、日本統治時代は重要な過程、この時期建築のファサードを強調する街屋を大量に建てられた。清朝に台湾を開墾され始めた時、商業機能がある街屋について市街地が形成した。しかし、日本統治時代に経ち、都市政策を定め、現代建築技術を導入した後、建築の風貌がどんどん変化された。特別には、街屋建築のファサードを表現することである。都市史と建築史を見て、この建築ファサードの表現は重要な文化資産である。

## 1. 2 研究方法

迪化街の南エリアの街屋を対象として、全体の立面を調査し、個々のファサードの提示、そこでの問題点を抽出する。法令と実例を比較し、法令の内容と実際の現状の合う程度を検討する。修復したファサードの問題点を提出し、適切な意見を提出する。本研究は迪化街のファサードに対して、「大稻埕歴史風貌特定専用区計画」の中で、細部計画の 6 項目が守られない理由、それに対応する新たな提案を提出ように研究を進む。

## 1. 3 研究対象と範囲

本研究で設定する対象は迪化街の南エリアである。この地区は清朝咸豊六年(1856年)に大稻埕霞海城隍廟を建てられた。そのため大稻埕集落は形成し始めた。迪化街の南エリアに清朝からの産業は布業と漢方薬業という二種類の伝統的な産業が今なお存在している。



## 2. 迪化街における歴史価値がある建築の分類

「台北市大同区大稻埕風貌特定専用区細部計画面」によって、迪化街における「歴史的な建築物」を除く街屋は「非歴史的な建築物」と指定されているが明らかである。しかし、迪化街で「古跡」、「歴史建築」、「歴史的な建築物」、「非歴史的な建築物」以上の四種類建築名詞と言われている。本研究で整理するのは迪化街における「古跡」「歴史建築」と「歴史的な建築物」、「非歴史的な建築物」の相違点と共通点を明らかにする。

台北市民政局により、迪化街で 77 軒の「歴史的な建築物」の保存の価値があり、主な選定基準の説明は以下で：

1. 迪化街の全体の環境からみると歴史価値があり、地方発展の特色を現れる。昔の迪化街は賑やかな商店街で、現在は日本統治時代からの商店街街屋の形式を大体にそのまま保ち留めておく。
2. 迪化街の街区は台北市を発展する原点なので、各時代の都市発展に脈絡が記録する。台北市の都市発展に対して、その街区の形式は重要な歴史価値がある。
3. 建築形式の芸術特色があり、大部の建築材料は外国から輸入した。建築形式の多様性と豊かさという歴史価値を保存するべきだ。

## 3. 「大稻埕歴史風貌特定専用区計画」についての法令の経緯

清朝と日本統治時代から生まれた迪化街での街屋が 1977 年に危機が現れた。民国 66 年(1977 年) 10 月 18 日に台北市は幅 7.8 メートルの迪化街街道が 20 メートルの道路に広げるという法令を定めた。この法案を現れた後、民国 67 年(1978 年)に『迪化街街道を広げる法案』についての問題、激烈を極めた。迪化街の歴史街道が保存するかしないかの争論していた。その時、台北市都市計画局は台湾大学と財団法人楽山文教基金会に『迪化街特定専用区一現状調査と発展可能性の研究』を頼む。

## 3. 1 非歴史的な建築物の細部計画の六項目

「大稻埕歴史風貌特定専用区細部計画面」の中の「大稻埕歴

史風貌特定専用区都市設計管制要点」によって、空間の原型や形式の設計は迪化街の街屋に対して、都市審議委員会は慎重に迪化街街屋の細部の設計審議を行った。だから、細部計画の条例で迪化街街屋のファサードの管制によって六項目を守る。以下の細部設計規範は五つの区域を全く適用し、

(一) 迪化街の建築物、街屋の幅は大なり 4.2m、小なり 5.4m

(二) 二棟以上の同じな営業単位の街屋、街屋全体のリズムを維持するために、その繋がっている営業空間はアーケードの内側の壁面線が 5m の範囲に分離よりの壁を設置するべきだ。

(三) 街屋の正面に山垣及び姫垣を設置するべき、四柱三窓の歴史形式に表現する。

(四) 四柱三窓：全体立面に対して二本外柱と三つ窓各の占める割合は 17%、二本内柱各の占める割合は 7.5%。四つ柱それぞれは 10%、三つ窓それぞれは 20% を占める。

(五) 色彩計画：正立面主には煉瓦の色と石灰の色。

(六) 材料計画：材料は煉瓦と洗い出し。

#### 4. 改善を対応する提案

(一) この項目を守らない六軒の街屋によって、幅は最も広い建築物は 65 号の 5.9m である。現状と法令が対立することのは、迪化街によける街屋は全体に街道に沿い、建てられていた。それは清朝、日本統治時代からの連続式街屋である。連続式街屋に基づいて、少しの部分の街屋の幅を守らないが、全体の歴史風貌の維持をおあるので、幅は大なり 5.4m を受け容れる。

(二) 迪化街南エリアで全体の非歴史的な建築物がこの項目を守る。この項目を定められる理由は街屋全体のリズムを維持するために、連続な同じ営業単位の街屋も守らなければならない。

(三) 迪化街 12 号はミンナン式一階の街屋なので、山垣、姫垣、四柱三窓を設置していない。この項目は二階以上の街屋を定められた法令なので、ミンナン式を制限しなかった。しかし、ミンナン式の街屋は最初清朝から残っている歴史的な街屋である。ミンナン式に対して、別の法令を定めるべきだ。

(四) 全体の「非歴史的な建築物」は細部計画の中に四柱三窓の比例基準を全然守らない。『四柱三窓形式のファサード：全体立面に対して二本外柱と三つ窓各の占める割合は 17%、二本内柱各の占める割合は 7.5%。四つ柱それぞれは 10%、三つ窓それぞれは 20% を占める。』割合に関して明確な数字を書いてあるが、当時法令の内容を定めるのは凄く細かすぎる。現状での街屋が四柱三窓形式を守られるけど、修復する時に明確な比例基準を全く守られない。ここから理解できるのは、細かすぎる法令を守ることは無理だと思う。もう一つの問題、1999 年「大稻埕歴史風貌特定専用区細部計画案」の「細部計画の六項目」は 1989 年の『迪化街特定専用区一現状調査と発展可能性の研究』と 1990 年の『大稻埕特定専用区一初期発展構想と都市設計の研究』に基づいて、その時の調査結果を参考してから、定められた法令である。その時期の全面調査によって、四柱三窓の割合が 1 つの詳細しすぎる法令になった。現状のファサードは全く基準に合うのは少しでも無理難題を吹っかけられると思う。本研究は

四柱三窓の寸法、構造、比例、形式などを分析し、その項目についての新たな提案を研究し続ける。

(五) 色彩計画によって、ファサードの色は歴史建築と歴史的な建築を参考された。歴史価値がある街屋は主に煉瓦と洗い出しの材料を使用されている。だから、煉瓦の色と石灰の色は主に採用されている。現状で粘土や頁岩、泥を型に入れ、窯で焼き固めて、あるいは圧縮して作られる化粧煉瓦がよく造られる。化粧煉瓦の材料でベージュ色や深緑色などをよく現れる。全体の歴史風貌街道から見ると、聳え立たないと思う。色彩計画とえば、化粧煉瓦の色を受け容れると思う。

(六) 色彩計画と材料計画は同じな項目、ファサードの材料は歴史建築と歴史的な建築を参考された。だから、煉瓦と洗い出しは主な材料を建てられた。迪化街南エリアで唯一な合わないファサードは 9 号である。タイルという建築材料は歴史風貌街道に対して、適合しないと思う。9 号のファサードを改善するべきだ。

#### 5. 結論

迪化街南エリアの街並みの現状とその問題点は本研究の中心として研究し続ける。様々な論文と法令を整理した後、「大稻埕歴史風貌特定専用区計画」と「細部計画の六項目」についての経緯がこれまで明らかになった。現状の調査とファサードの図面を分析し、六項目を守るのか守らないのか初步に理解した。「細部計画の六項目」の不足を補うために、街屋の幅、四柱三窓の比例、色彩計画の部分改善することが明らかになった。

注釈：

[1] 元々迪化街で最初に商店街を現れた時期は清朝の 1851 年。日本統治時代に雑貨店、お茶販売を中心として、その後米店、布を販売ための店、漢方薬店舗も増加していた。1950 年以來、雑貨業、漢方薬店、布店は主な商業形態である。

[2] 台湾で各県市は其々の民政局がある。民国 34 年 (1945 年) 11 月に創立し、行政、戸政、商工業、社会、合作、農林水産などの 6 課を設置されていた。改制した後、新編するのは行政、自治、戸政などの 3 科を設置されている。地元の管理と意見を直接に関連する政府機関。

[3] 台北市文化局は台北市の文化と芸術を推進する政府機関。台北市の文化資産を指定、保存、修復することなどは主な仕事である。

参考文献：

[1] 中原大学建築研究所都市設計研究室 (1990) 「大稻埕特定専用区初步発展構想及都市設計の研究」臺北：臺北市都市發展局

[2] 孫可利編 (1984) 「迪化街特定専用区都市設計の研究：傳統市街風貌之重建計畫」臺北：臺北市政府工務局都市計畫處

[3] 財團法人樂山文教基金會、國立臺灣大學建築與城鄉研究所 (1989) 「迪化街特定専用区現況調査及可行性研究」臺北：臺北市政府工務局都市計畫處

[4] 施婉琳 (1996. 6) 「從現代生活的觀點審視歷史街區及店屋的保存—以台北市迪化街為例」淡江大學建築學系碩士班

[5] 黃郁軒 (2011. 11) 「日時時期台北城內街屋現代化過程之研究」國立台北藝術大學文化資源學院 建築與古蹟保存研究所

[6] 黃羅財、夏鑄九 (1983) 「台灣傳統長形連棟式店舖住宅之研究」台灣大學土木工程學研究所

[7] 嚴忠賢、黃羅財 (1990) 「日據時期大稻埕店屋空間的文化形式分析」台灣大學城鄉所

[8] 夏鑄九等 (1989. 09) 「迪化街特定専用区現況調査及發展可行性研究」臺北市政府工務局都市計畫處

[9] 張宛宜 (2000. 01) 「伝統な街屋四柱三窓ファサードの研究—台北市迪化街を対象として」国立台北科技大学建築と都市設計研究所

[10] 陳立哲 (2013. 06) 「グーグル・ストリートビューが撮影する歴史街區建築物ファサードの保存研究—迪化街を対象として」文化大學建築及び都市設計学

\* 呂大吉建築事務所、徐裕健建築事務所から迪化街の図面を提供して頂いて、感謝します。